

令和８年度宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金

店舗等リノベーション型補助金

実施要領

≪申請にあたっての注意点≫

・補助対象工事は、市内に本社、本店等主たる事業所を有する法人もしくは市内に住所がある個人が施工する場合に限ります。

【申請期限 令和８年９月 30 日厳守】

宝塚市 産業文化部 商工勤労課

令和８年８月

1 事業目的

宝塚市店舗等リノベーション型補助金(以下「補助金」という。)は、市内既存店舗等を対象に、市内の施工事業者を利用して改装工事を行う場合に、その経費の一部を補助することにより、本市の地域商業における魅力ある店舗の増大を図り、もって市内全域のにぎわいの創出及び本市商業の振興に資することを目的とします。

2 補助金概要

(1) 補助対象者

- ①市内に店舗等を所有又は賃借し営業している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模事業者、個人事業主又は特定非営利活動法人のいずれかに該当する者（みなし大企業を除く）。
- ②以下すべて満たすことと。
 - ア 申請日時時点で、改装等の工事を行う店舗等において3年以上、市内で下記「3補助対象事業」に該当する事業を継続しており、なおかつ補助対象工事等の完了日から起算して3年以上、同事業の継続意思がある者。
 - イ 原則週5日以上営業をしている者又は補助対象工事等の完了後、原則週5日以上営業をする意思がある者。
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者でないこと。
 - エ 市税の滞納がない事業者であること。
 - オ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - カ 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと。
 - キ 本補助金の申請者（個人又は法人代表者）と工事施工事業者（個人又は法人の場合は法人代表者）が同一でないこと。
 - ク 過去に宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金の店舗等リノベーション型補助金又は宝塚市店舗等リノベーション補助金を利用していないこと。

(2) 補助金額

上限20万円

※補助金額は、補助対象経費総額の1/2以内とし千円未満は切り捨てとする。

※補助の対象となる経費に係る消費税及び地方消費税相当分については、補助対象外。

※補助対象経費は15万円（税抜き）以上とする。

(3) 補助対象事業

店舗等で行う主たる事業が以下のいずれかであること。ただし、市外に本店があるフランチャイズ店舗等については、対象外とします。

(※)フランチャイズ店舗等…他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を

使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。

①日本産業分類（令和５年７月27日総務省告示第256号）に掲げる以下の業種のうち専ら一般の消費者を顧客とする事業

ア 小売業（中分類56～60）

イ 宿泊業（中分類75）

ウ 飲食店（中分類76）

エ 持ち帰り・配達飲食サービス（中分類77／小分類772配達飲食サービスを除く。）

オ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78）

②その他出店地域の魅力向上に資すると市長が認める事業

(4) 補助対象経費

以下に掲げる工事を 市内に本社、本店等主たる事業所を有する法人もしくは市内に住所がある個人が施工する場合 に対象工事とします。

そのため、見積書、領収書及び請求書等は市内住所の記載がある書類に限ります。なお、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外するものとしますので、申請の際はご注意ください。

また、交付決定通知書の日付以前に契約及び着手した工事は補助対象外となります。（交付決定通知の日付以降の経費が補助対象経費となります。）

	対象工事	工事の例
1	外装工事	外壁の張替え・塗装・補修、屋根の葺き替え・塗装・防水
2	内装工事	内壁・床・天井クロスの張替え、室内のバリアフリー化、部屋の間仕切りの変更
3	建具工事	扉、窓ガラス、サッシ等の交換
4	給排水設備工事	厨房の改修、来客用のトイレ改修（便器のみの取替も可）、洗面所の改修（非接触型水栓の洗面台への取替のみも可）
5	電気・ガス工事	照明設備、コンセントの増設、給湯設備の設置・取替
6	看板等設置工事	建物に付属した看板、暖簾、オーニング等の修復や設置工事
7	店舗什器設置工事	工事を伴う造り付けの家具の造作

(5) 補助対象外となる経費

- ・対象店舗等の単なる老朽化や経年劣化のみに伴う工事、又は災害等による店舗の修繕、補修工事
- ・エアコン、換気扇等の設置、更新、入れ替えに関する工事

- ・冷蔵庫の設置、更新、入れ替えに関する工事
- ・工事を伴わない単なる照明設備の購入
- ・工事を伴わない単なる家具の購入
- ・対象店舗等に付属しない屋外設備の設置・修繕（浄化槽、物置・倉庫等の設置・修繕）
- ・防犯カメラの設置工事
- ・門扉、ブロック塀の設置、手すりの設置又は駐車場整備などの外構工事
- ・その他、店舗等で必要であると認められないもの

3 補助金交付申請について

ア 期 間：令和8年8月20日(木曜日) から 9月30日(水曜日) 16時 まで

イ 申請方法：郵送（9月30日必着）、商工勤労課窓口にて提出してください。

郵送の場合：〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 商工勤労課宛

窓口の受付時間：9時～12時、12時45分～17時（土日・祝日除く）

ウ 提出書類：補助金交付申請（様式第1号）に関係書類を添えて提出してください。

関係書類

- ・事業計画書（別紙1-3）
- ・収支予算書（別紙1-4）
- ・暴力団排除に関する誓約書（別紙1-7）
- ・宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金交付要綱に関する誓約書（別紙1-8）
- ・履歴事項全部証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）又は、開業届
- ・店舗所有者の同意書（任意様式）※賃貸物件の場合
- ・賃貸借契約書の写し※賃貸物件の場合
- ・登記簿謄本 又は 固定資産税納税通知書写し ※自己所有物件の場合
- ・工事前の施工個所の写真（原則カラー）
- ・工事等明細のわかる見積書（2社以上）

※申請書類様式は、市のホームページからダウンロードするか、市役所商工勤労課でも配布しています。（郵送は致しかねますが、特段の事情がある場合は、返信用封筒に切手を貼り、請求願います。）

4 事業実施期間（実績報告提出期限）について

ア 実績報告書提出期限

：補助事業完了後原則30日以内、又は、令和9年3月31日(水曜日)まで

※実績報告書の提出が遅れた場合、いかなる場合でも補助金を交付することは

できません。

イ 提出書類：実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて提出してください。

関係書類

- ・事業報告書（別紙8-1）
- ・支払いを証明する書類の写し（領収書等）
- ・成果物等（工事箇所の前後写真）

6 その他について

- ・本実施要領や要綱に定めのない事項については、本市の指示に従ってください。
- ・建築基準法の規定に適合する計画にしてください。
- ・店舗併用住宅の場合、店舗部分の工事に限ります。
- ・申請内容に偽りや隠匿、不正な手段により補助を受けたとき、または受けようとしたときや、法令に違反したとき、実績報告書や支出した根拠となる帳簿書類等の添付資料が提出できないなどの場合は、交付決定の取消や補助金の返還命令などの措置を実施します。その場合は、その旨従わなければなりません。
- ・補助期間途中で事業を中止又は廃止した場合は、補助金交付決定の取消しを行う場合がありますので、ご注意ください。
- ・必要に応じて現地調査を行う場合があります。

7 本件に関する問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市 産業文化部 商工勤労課（TEL：0797-77-2011）

平日 9時～17時